

会 議 録

1 会 議 の 名 称	公共施設受益者負担特別委員会
2 日 時	平成30年 4月19日(木) 午前 9時30分 開会 午前10時 4分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (10人)	安藤 玄一 八島 満雄 宮脇 俊彦
	舘 大樹 土山由美子 中山真由美
	橋田 夏枝 相馬 欣行 越水 清
	国島 正富
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	4人
8 事 務 局	次長 副主幹
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 委員からの意見、提案について

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【安藤玄一議員】 おはようございます。これより公共施設受益者負担特別委員会を開催いたします。

本日の案件は、協議事項ア、委員からの意見、提案についてです。各委員からの意見、提案は、4月12日に開催された委員会で、それぞれお伺いしたところですが、その際、執行者側への質疑終了後、質疑を踏まえてのご意見、ご提案を再度お伺いする旨を、委員長より申し上げます。執行者側への質疑は、4月17日に開催された委員会で終了しておりますので、本日は、各委員からのご意見、ご提案を伺いたいと思います。

それでは、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 それでは、意見を述べさせていただきます。

今回示された公共施設使用料の見直し（案）では、公共施設の有料化の必要性について、伊勢原市の人口減少、少子高齢化、そして厳しい財政状況を挙げています。しかし、伊勢原市の人口は、現在も微増傾向を示しており、第5次総合計画後期計画作成に当たり、2020年までは人口は維持できる、それ以降については、その後の状況によるとしています。首都圏から1時間、自然環境に恵まれる、大山がある、市民活動の活発化などの特徴を挙げています。必ずしも人口減少が予想どおりになるとは限らないのではないのでしょうか。少子高齢化についても、傾向は出ていますが、働く労働者は2016年は1000名増加し、2017年は500名増加しています。家計を支えるために、若い世代や60歳を過ぎても働く人がふえています。全国的に見ると、首都圏は人口が増加しています。財政で見ても、伊勢原市はこの4年間、過去最高の歳入、歳出となっています。必ずしも値上げの要因で指摘している人口減少、少子高齢化、そして厳しい財政状況は当たっているとは言えないのではないのでしょうか。

次に、公共施設白書では、公共施設の維持、更新について、40年間に903億円かかる。年平均22億円、直近の5年間の更新にかかった経費は7億円、つまり今後年平均15億円の不足が生じるとしています。しかし、財源不足にトータルでどう対応するかは示されていません。先日の質疑でも、それはこれから示すと答えるだけです。公共施設の有料化では、1700万円の収入増だけです。これだけで、根本的解決の回答にはなりません。全国的に見れば、川崎市や愛媛県新居浜市などは、橋、道路、下水道などのインフラや公共施設をトータルで捉え、各施設の長寿命化を計画的に行うようにして、費用が集中してかからないよう分散させ、早目に修繕を図ることで、建物を長期に使えるよう工夫しています。こうしたことにより、公共施設の有料化をめざしていない自治体もあります。こうした自治体では、各施設の長寿命化計画と公共施設の有効活用を柱に計画化を

図っています。伊勢原市でもこうした方法を見習うことが必要ではないでしょうか。伊勢原市の特徴である市民活動の活発さをさらに発揮し、伸ばす姿勢こそ必要ではないでしょうか。公共施設の有料化は、市民活動の活発さにブレーキをかけることにつながりかねません。

先日の特別委員会の質疑で、有料化による収入予想は1700万円と回答はありましたが、その根拠は示されていません。有料化にかかる経費も、券売機にかかる150万円とパソコンの機能変更の経費というだけで、その他は今後明らかにするとの回答までで、まだ明らかになっていません。特別委員会で出されたその他の要望、意見についても、今後検討するとの回答になっているものもあります。まず、こうした事項について明確にすることが必要です。今、開催されている説明会でも、検討中としている事項があります。こうした疑問に早急に答えることが必要と考えます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 公共施設使用料の見直し（案）につきまして、伊勢原市は今後人口減少、少子高齢化が進んでいくことが見込まれ、医療や介護等の経費が増加し、厳しい財政状況が続くと予測されることから、公共施設を利用する方に光熱水費等の経費を一部負担していただき、税の公平性と施設運営の持続のため、質疑をしてみたいです。

項目ごとに意見を述べさせていただきます。

まず1点目、会議室等について。中央公民館展示ホールは、1時間700円の設定は高額のため、割引や上限設定が必要と考えます。また、中央公民館会議室Aは、有料化するのであれば、円卓があり、利用しづらいとの多くの声に対して早急に対応し、誰もが利用しやすい施設整備を求めます。

2点目、スポーツ施設について。こどもスポーツ広場は、下水道施設内に暫定的に貸し出しを行っている場所であり、有料化すべきではないと考えます。総合運動公園の自由広場は、特に管理されている状況ではなく、市の都合によっては駐車場にもなり、有料化する場所ではないと考えます。小中学校の屋内、屋外運動場は、照明施設を使用する場合のみ有料化したほうが良いと考えており、この条件が難しいのであれば、有料化しないほうが良いと考えます。

3点目、駐車場について。総合運動公園の駐車場は、有料化する場所ではないと考えます。ただし、再整備を行った後は有料化を検討していかれたらよいと考えます。

4点目、減免基準（案）について。「その他市長又は教育委員会が必要と認めるとき」の記述は、市民にわかりづらいので、要らないと考えます。そのほか、徴収方法の経費等、詳細な内容が説明されていないことが多く、今後議論をさらに深めていく必要があります。

このたびの私の意見については、以上といたします。

○委員【国島正富議員】 公共施設の使用料の見直し（案）について、私の意見を述べさせていただきます。

高山市長は、伊勢原市の財政健全化を掲げ、市長選に当選後の平成24年度に設置された伊勢原市市政調査会では、大きなテーマとして、公共施設の見直しとともに、施設利用に係る受益者負担の適正化の推進を提言。平成26年度において、公共施設等総合管理基本方針が定められ、持続可能な施設運営を行うことを前提に、平成29年3月、公共施設の受益者負担に関する基本方針が示されました。それに伴い、議会としては公共施設受益者負担研究会を設置、第1回会議を平成29年7月10日に開催、そこで、研究会の調査研究内容について、次の10項目と定め、平成30年2月26日の第10回会議開催にわたり、それぞれの項目について調査研究を進めてきました。

調査研究事項、1つは論点整理、2つ目、課題の洗い出しについて、3点目、論点の優先順位について、4点目、調査事項について、5点目、近隣市の状況について、6点目、本市の状況について、7点目、公共施設白書について（2回開催）、8点目、公共施設等総合管理計画について（2回開催）、9点目、公共施設の受益者負担に関する基本方針について（2回開催）、10点目、公共施設使用料の見直し（素案）について（4回開催）。

平成29年11月20日、第7回開催の研究会に提案された公共施設使用料の見直し（素案）については、4回の会議開催により、委員から多岐にわたる意見や提案等により、素案の修正や見直しを求め、意見の一部は素案に反映されました。また、近隣市の実施状況や使用料等、関連する課題について、資料調査や聞き取り調査等も実施。これらの研究会の調査研究を踏まえ、平成30年9月議会に提案が予定される公共施設使用料の見直し（案）について、さらなる調査研究を進める機関として、公共施設受益者負担特別委員会の設置に至ったところです。

公共施設の使用料見直しの対象施設は、利用に対し法令等で使用料が徴収できない施設や、施設設置時の目的から外れた地域集会所としての利用実態が見られる児童館や福祉館等を除いた公共施設に応分の使用料を課すということを前提として、その他対象施設の使用料（案）が提示されました。

委員会においては、特に公民館についてのあり方と使用料の徴収に対する多様な意見があり、利用団体や各種グループは無料であるべきとの意見が強いものと受けとめました。他施設についても、利用者の立場からの意見や要望が市民意見とされた例が多く聞かれました。各種公共施設が各地域に平等に設置されている状況ではないことも事実であり、施設利用者の利便性にも大きな違いがあり、創政会開催の選挙人名簿による1000名の無差別公募による事務評価事業でテーマとした受益者負担について、市民意見聴取結果では、公共施設の有料化については多数の賛成意見が寄せられたことも報告いたしておきたいと思っております。利用しない市民や団体の意見をどのように捉えるか、大変厳しい判断となり、最終（案）は、強い政治判断に委ねることが必要と考えます。

減免基準（案）については、100%減免団体は明確とされているが、その他市長が特に必要があると認める場合（前各号の規定に準じた額）とされていますけれども、市民理解がしにくく、本案提案の際までには、条例の改正と、その具

体基準についての要綱を、市民が理解しやすい、具体的な基準となることを強く要望しておきます。

為政者においては、とかく選挙に不利な新たな市民負担を求める事案等の案件は、単年度では大きな財政上の成果も期待できず、次世代に先送りされてきたのが現実であったと言えます。このたびの公共施設使用料の見直しで、費用対効果も問われていますが、この議論の過程で、多くの市民が行政や議会にかかわりを持つ機会となり、それも大きな成果と言えるのではないかと考えます。現社会を構成する世代が多少の負担を担い、年々拡大する行政サービスの縮減に向けた市民の協力度を高めることが、将来負担の平準化をめざす行財政改革の起点となるものと推察いたします。めざす先は、30年後の少子高齢化社会と人口減少社会が想定される世代に、このまちで生活する市民が安心して暮らせる社会をめざす市政運営が現世代の責務ではないかと考えております。

執行者におかれましては、本日の委員会での各委員からの提言を十分検証され、より市民に理解される公共施設使用料の見直し（案）の提案を要望し、私の意見といたします。

○委員【館大樹議員】 それでは、意見を述べさせていただきます。

地方自治法第225条では、「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」とあります。公の施設は、必ずしも利用者に使用料を負担してもらわなければならないものではなく、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設置した公の施設に要する経費は、全て税金で賄うという考え方もできます。しかし、公の施設の使用料が無料であれば、利用者に負担感がなく、ないよりはあったほうが良いという意識を助長し、施設の数が多いほど、行政サービスの量がふえるという考えに陥りがちとなります。また、無料であれば、利用することが確実でない場合であっても施設を予約するなど、特定の利用者が独占的に使用することにつながり、施設を公平な利用に供することができなくなるという、運営上の問題が生じるおそれがあります。そのため、公平な利用に供しなければならない公の施設にあっては、利用者に対してある程度負担感のある使用料を課すことには、合理的な理由があると考えます。

利用者にとって使いやすい施設とするためには、施設を整備し、機能を維持するだけでなく、積極的に維持管理、運営していくことが求められ、そのためには経費が必要です。こうした利用者の便益を確保するために必要となる経費について、その便益を享受する対価として利用者に負担を求めることは、施設を利用しない者との公平性を図るためにも妥当だと考えます。税は、ほかのあらゆる行政サービスの財源でもあり、限りのあるものです。健全な財政を維持していくためにも、施設の利用者から使用料として一定の負担をいただく必要があります。

以上の理由から、公共施設使用料の見直しの導入については、やむを得ないものと考えます。しかしながら、先般17日の議論を終えて、見直し（案）の熟度

がまだ上程段階ではないというスケジュール上の都合からなのか、足りていない部分があるように思いました。残された時間で、このたび質疑させていただいたレベルのものには明確に答弁ないし説明がなされるようお願いして、意見の表明とさせていただきます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも、公共施設使用料の見直しについての意見を申し上げたいと思います。

市民活動が活発な本市であります。以前より市民の中でも、公共施設を積極的に使用する方とほとんど使用しない方がいらっしゃる、積極派と消極派の二極化があることは事実だと思います。こういった市民の不公平感を解消するためにも、ある程度の公共施設の使用料の負担をしていただくことに対しては、一定の理解を示すところでございます。

具体的に、先日の17日の質疑の件を踏まえまして、項目ごとに意見を申し上げたいと思います。

徴収のための券売機やシステム導入費用ということを質問しましたが、具体的なシステム導入費用は、積算するのに1カ月以上かかるというお答えでした。早急に、有料化に伴う徴収の初期コストとランニングコスト、これをしっかり数値で示していただきたいと思います。その上で、改めて考えたいと思います。

次に、会議室ですが、中央公民館展示ホール、1時間700円という案ですが、こちら展示ホールの特質上、団体が展示ホールをあける、あけないにかかわらず、展示がされていれば、9時から21時半まで使用したこととみなされるとの答弁がありました。これは1日9000円ということになりますので、やはり団体に多大なる負担がかかることとなります。そういったことを考えましても、やはり上限を設定すべきであると考えます。

次に、中央公民館の会議室Aですが、こちら使用上、使い勝手が悪い上に、1時間200円ということで、直ちに平場にさせていただくことを求めますが、すぐにできなければ、暫定的に、1時間200円設定になっておりますが、1時間100円にすべきと考えます。

続きまして、こどもスポーツ広場ですが、こちら下水道施設の管理用地であり、暫定的な広場ということを考えても、有料貸し出し施設とはすべきでないと考えます。

次に、総合運動公園や市ノ坪公園の自由広場は、公園の一面であり、市民が基本としては自由に使える広場でございます。ですので、これを運動施設とみなして有料化にすることに対しては疑問を持ちます。

最後に、減免制度ですけれども、こちら、今後有料化に伴い、多くの団体が減免申請を提出することが考えられます。そういったときに混乱が生じないように、また、市民の不公平感が広がらないように、しっかりと透明性を持った、わかりやすい申請手続を、また、その申請基準を設けるべきだと考えます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 経済成長が著しかった時代に集中した公共施設整備は、伊勢原市においても116施設あるということで、それらは少子高齢化を迎えた現在、今後の労働力不足など、さまざまな課題、特に老朽化、大規模改修や更新の必要を前に、対応が迫られている状況にあることは理解できます。建築物については、適切な更新計画や修繕計画が実施されることで、より効果的な長寿命化が実現できたのではないかと思います。一斉に老朽化し、対策を迫られることの予測が不十分であったのではないかと考えます。公共施設を今後も持続可能とするために、対応はやむを得ないのではないかと考えます。

公民館は、地域住民が、趣味やレクリエーション、学び等を通じて交流することで、豊かな地域社会をつくっていく拠点となっているわけですが、利用しない人や利用できない人たちもいることは現実です。趣味や学びで余暇を充実した時間として過ごせる方もいれば、高齢となっても、生活の維持のために働き続けなければならない方も、現実にはいらっしゃいます。公民館を使用するに当たっては、電気、水道の利用も発生するわけですから、そのために市民全体の税金が投入されるのであれば、やはり利用にかかる料金の一部負担はあってもよいかと考えるという市民の声も聞きました。

一方、有料化に伴い、減免基準について、市民からさまざまな意見が出され、見直しや対象の拡大が進みました。しかし、具体的にどのような活動団体が対象となるかは、市民にとってわかりにくいところもあり、より明確に整理されることを求めます。また、減免対象となるかどうかの判断は、活動団体の目的や方針を尊重し、理解を得た上で決定することが必要です。

また、生活協同組合の活動は、組織の規模が大きいとの理由で減免対象とはならないとの回答でしたが、非営利団体として、自主的でボランタリーな活動によって、福祉や高齢者支援を実践し、地域福祉や支え合い、助け合いを実現していることに対し一定の評価を示し、活動が低調となることを避けることも考慮に入れていいのではないかと考えます。

減免基準のさらなる整理と非営利団体での福祉の先進事例を提案し、実践する生活協同組合に対する評価についても、再考することを重ねて提案しておきます。

また、そのほか検討を表明した点が幾つかありましたが、一定の整理をし、市民が理解しやすい基準、見解を明確に示すことが早急に求められます。

以上を意見といたします。

○委員【越水清議員】 公共施設の老朽化対策、これは全国的な自治体の課題であると思います。公共施設の維持管理やサービスは、市民の納めた税金で賄うのが望ましいと思いますが、建設から30年以上経過したものが6割以上を占めるということで、施設の改修や更新には多額の費用がかかり、財政負担も厳しいものがございます。公共施設を使用しない市民も多い中で、利用する受益者に応分の負担をお願いすることは、今日やむを得ないものであり、これまでも各種の施設で使用料を徴収しております。公共施設の維持管理の一端を、使用する団体や個人が使用料を納めることは、利用する市民と利用しない市民がいる中で、税

負担の公平性につながるものと考えます。公共施設使用料の見直しは、施設の老朽化対策等の財源を目的とするだけでなく、利用者が一定の負担をすることで公平性を図ることが目的であることも理解いたします。

また、有料化による利用者の減少なども、少なからず懸念されるものでございますが、一方で、利用しない方から見れば、応分の負担で公平性を図るという考えがございます。今回の見直しにつきましては、市民に理解されるよう、周知と十分な説明を果たすべきと思います。効果額が少ないから、見直しの意味がないとは考えてございません。

また、使用料の徴収方法につきましても、券売機、窓口払い、チケット販売などが検討されているようですが、各施設の徴収形式や徴収経費等につきましては、利用者の立場の目線で詳細に示していただきたいと思います。

それから、減免については、市民の健康、生きがい、コミュニティづくりに貢献しているスポーツ団体、文化団体の事業実施に伴う使用料納入の現状状況をしっかりと把握していただきたい。また、団体の特性に基づいた減免規定として、減免見直しによる大幅な使用料増につきましては、検討を要するものと思っております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうからも、意見、提案について述べさせていただければと思います。

ここまで研究会で10回ほどいろんな質疑をさせていただきました。それらを受けて、一昨日の17日の質疑に至ったわけですが、回答的には、残念ながら、満足する回答ではなかったという状況かなと思っております。そういった面から考えると、全体に対する意見については、この場ではまだ述べる段階ではない。引き続き調査研究が必要な状況。最終的には、提案がなされた後、それに対する意見はしっかりと述べさせていただければと思っております。ただし、今回の光熱費等の利用に係る経費の一部を負担していただく、この考え方については、受益者負担の公平性という観点から、非常に大切な考え方であり、必要な政策の一つと考えるところでございます。

これから最終的に条例化に進めるに当たって、幾つか私のほうからも、各項目に沿って、これからさらなる検討を進めていただきたい内容について、この場で説明させていただければと思います。

1点、有料化の取り組みについて。今回の受益者負担の公平性に向けた使用料見直しは、財政健全化に向けた市政調査会からの提言内容に基づいた内容であり、他の取り組みについてもしっかりと市民への説明責任を果たすことが大切であると考えます。

使用料の徴収、施設管理についてということで、2点。徴収された使用料を確実に施設の維持管理に活用するため、基金や特別会計等の管理運営を検討する必要がある。2つ目として、中央公民館展示ホールの時間700円は、長期借用する団体に対し負担となるため、見直しが必要である。

料金の設定について、3点。受益者負担の公平性を保つ施設から除外する検討が必要である施設について。学校の屋外運動場及びこどもスポーツ広場については、利用団体のほとんどが減免対象者であるとともに、電気代等が発生せず、日常の維持管理費用が少額であること。総合運動公園自由広場については、一部岩盤が出ており、安全面の配慮が必要。また、駐車場としての使用により、スポーツ施設としての機能が低い。さらに、電気代等の発生はせず、日常管理が少額であること。2つ目として、総合運動公園の駐車場については、リーディングプロジェクトとして重点に取り組む健康づくりや子育て環境整備のための公園を併設していることから、有料化の検討から外す必要がある。3点目として、中央公民館会議室Aは、円卓が固定されて、広い割に使い勝手が悪いいため、円卓を撤去し、通常の机、椅子を並べて、会議室に整備したほうが利用しやすい。

最後、減免について2点。もう少しわかりやすい内容に区分けして展開する必要がある。2つ目としては、施設別規定の5割軽減対象の③について、再度見直しをする必要がある。

私からは、以上です。

○委員【八島満雄議員】 公共施設の受益者負担等の勉強会、平成29年7月10日から一昨日の4月17日の議論あるいは質疑を受けて、私は今回の公共施設の使用料、受益者負担等の話は、税の公平、公正からは十分に理解できるものであると思いました。

そこで、今までの討論の中で、会議室、スポーツ施設、レクリエーション施設、個人利用、あるいは減免基準、その他等々、各委員からの質疑、回答について、1つとしては、利用形態及び使用料の算定基準など、あるいは各施設使用料の歳入措置、その維持管理の一部への歳出、あるいは減免措置詳細への言及など、利用団体等の利用趣旨目的と減免措置、あるいは公共施設更新計画の説明などが十分ではないところもありましたけれども、今後検討を要しますと回答がありました。いまだ運動公園の自由広場や中央公民館会議室A、減免措置での中央公民館展示ホールや体育協会傘下の各団体への5割減免取り消し等々については、使用料について見直しには再考を要すると、さらに感じました。

そこで、この特別委員会では、市民目線での議論が、私はあったと思います。設置の意義も十分にあったと考えます。しかしながら、まだまだ全市民からのご意見には十分だとは思えない箇所があり、特別委員会での全員の意見を集約し、共通項を探して、市民目線における素案に対する意見具申を模索したいという立場から、1つとしては、再度、運動公園自由広場、あるいは中央公民館会議室A、あるいは体育協会傘下団体等についての詳しく減免及び面積基準あるいは施設利用になじまない状況を鑑みて、新たな中間報告があればいいかなと考えて、私の意見といたします。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。正副委員長としましては、今までいただいた意見の中から、現段階でまとめ

たものを執行者側に提出したいと考えています。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【安藤玄一議員】　ご異議ありませんので、ただいまのとおり決定いたします。

それでは、これまでお伺いした意見、提案を正副委員長で調整した案を、次回の委員会でお示ししたいと思います。

次に、その他として、次回の委員会の日程ですが、4月27日の金曜日、午前9時30分、場所は本日と同じ全員協議会室で開催いたしますので、ご承知願います。

以上をもちまして、本日の公共施設受益者負担特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時4分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成30年4月19日

公共施設受益者負担特別委員会
委員長　安藤玄一